

●福井県市町村非常勤職員公務災害補償組合への加入について

昭和44年11月10日

地方自治法第286条第1項の規定により、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第69条の規定にもとづく議会の議員その他非常勤の職員に対する公務上の災害に対する補償に関する事務を共同処理するため、昭和44年11月1日から別紙規約により福井県市町村非常勤職員公務災害補償組合に加入するものとする。

福井県市町村非常勤職員公務災害補償組合規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この組合は、福井県市町村非常勤職員公務災害補償組合(以下「組合」という。)という。

(組合を組織する地方公共団体)

第2条 組合は、別表に掲げる市町村、地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第1項の一部事務組合及び広域連合並びに同法第294条の財産区(以下「組合市町村等」という。)をもつて組織する。

(平成12年6月21日・一部改正)

(組合の共同処理する事務)

第3条 組合は、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第69条の規定に基づく組合市町村等の議会の議員その他非常勤の職員(福井県市町村非常勤職員公務災害補償組合の非常勤職員を含む。以下同じ。)並びに公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和32年法律第143号)第2条の規定に基づく市町村の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師(以下「学校医等」という。)に対する公務上の災害(負傷、疾病、廃疾又は死亡をいう。以下同じ。)に対する補償に関する事務を共同処理する。

(平成14年3月22日・一部改正)

(組合の事務所の位置)

第4条 組合の事務所は、福井市に置く。

第2章 組合の議会

(組合の議員の定数)

第5条 組合の議会の議員(以下「組合の議員」という。)は、次の各号に掲げる職にある者をもつてて、その定数は、当該各号に掲げる数の総数とする。

- (1) 市の長 8人
- (2) 福井県町村会の会長、副会長及び理事 8人
- (3) 福井県市議会議長会の会長及び副会長 2人
- (4) 福井県町村議会議長会の会長及び副会長 3人

2 組合の議員が、第8条第2項の規定により、組合又は副組合長に選挙されたときは組合の議員としての職務をあわせ行なうことはできない。

(平成16年3月1日・一部改正)

(報酬)

第6条 組合の議員には、報酬を支給しないものとする。

(議長及び副議長)

第7条 組合の議会に議長及び副議長1人を置く。

2 議長及び副議長は、組合の議員のうちから、組合の議会において選挙する。

第3章 組合の執行機関

(組合長、副組合長及び収入役)

第8条 組合に組合長及び副組合長1人を置く。

2 組合長及び副組合長は、組合市町村の長のうちから組合の議会において選挙する。

3 組合長及び副組合長の任期は、2年とする。

4 組合長又は副組合長が組合市町村の長の職を失ったときは、前項の規定にかかわらず組合長又は副組合長の職を失う。

5 組合長に事故があるとき又は欠けたときは、副組合長がその職務を代理する。

6 副組合長にも事故があるとき又は欠けたときは、組合長の指定する吏員が、その職務を代理する。

7 組合に収入役を置かず、組合長が収入役の事務を兼掌する。

8 組合長及び副組合長には、給料を支給しないものとする。

(吏員その他の職員)

第9条 組合に吏員その他の職員を置く。

2 前項の職員は、組合長が任免する。

(監査委員)

第10条 組合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は組合の議員及び知識経験を有する者のうちからそれぞれ1人を、組合長が議会の同意を得て選任する。

3 監査委員の任期は3年とする。

4 組合の議員のうちから選任された監査委員が組合の議員の職を失つたときは、前項の規定にかかわらず監査委員の職を失う。

5 監査委員は、非常勤とする。

第4章 組合の経費の支弁の方法

(経費支弁の方法)

第11条 組合の経費は、次の収入をもつて支弁する。

(1) 組合市町村等の負担金

(2) 補助金

(3) 組合の財産から生ずる収入

(4) その他の収入

(市町村の負担金)

第12条 組合市町村等は、議会の議員その他非常勤の職員及び学校医等の公務上の災害に対する補償に要する費用に充てるため、条例で定める額を負担する。

(平成14年3月22日・一部改正)

附 則

1 この規約は、昭和42年12月1日から適用する。

附 則(平成12年6月21日)

この規約は、知事の許可の日から施行する。

附 則(平成14年3月22日)

この規約は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成14年12月27日)

この規約は、知事の許可の日から施行する。

附 則(平成16年3月1日)

この規約は、知事の許可の日から施行する。

附 則(平成17年1月7日)

この規約は、平成17年2月1日から施行する。

附 則(平成17年3月30日)

この規約は、許可の日から施行する。

附 則(平成17年7月28日)

この規約は、許可の日から施行する。

附 則(平成17年10月1日)

この規約は、許可の日から施行する。

附 則(平成17年11月7日)

この規約は、許可の日から施行する。

別表

(平成12年6月21日・平成14年12月27日・平成16年3月1日・平成17年1月7日・平成17年3月30日・平成17年7月28日・平成17年10月1日・平成17年11月7日・一部改正)

福井市 敦賀市 小浜市 大野市 勝山市 鮎江市 あわら市 越前市 美山町 松岡町 永平寺町 上志比村
三国町 丸岡町 春江町 坂井町 池田町 南越前町 越前町 越廻村 清水町 美浜町 名田庄村 高浜町
大飯町 若狭町 福井県市町村消防団員等公務災害補償等組合 福井県市町村職員退職手当組合 公立小浜病院
組合 武生・三国モーターボート競走施行組合 丹生衛生管理組合 みくにあわら斎苑組合 芦原温泉上水道財
産区水道事業 小浜市加斗財産区 福井県市町村交通災害共済組合 美浜・三方環境衛生組合 嶺北消防組合
鯖江丹生消防組合 福井坂井地区広域市町村圏事務組合 南越消防組合 吉田地区消防組合 若狭消防組合 敦
賀美方消防組合 福井地区消防組合 大野・勝山地区広域行政事務組合 南越清掃組合 坂井郡環境衛生組合
春江・坂井町学校給食センター組合 勝山・上志比衛生管理組合 五領川公共下水道事務組合 鮎江広域衛生施
設組合 福井県丹南広域組合 丸岡・春江・坂井広域斎苑組合 福井県自治会館組合 嶺南広域行政組合 公立
丹南病院組合 坂井郡介護保険広域連合 こしの国広域事務組合